

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第40号

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項中「相模原市南区東大沼2丁目2番85号」を「相模原市中央区上矢部4丁目11番7号」に改め、同表特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項中「平成28年1月1日から令和3年12月31日まで」を「令和4年1月1日から令和8年12月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項の改正規定及び次項の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年1月1日前に特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の項の規定は、なおその効力を有する。